

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第1回）要点記録

平成17年2月5日（土）

於：光が丘体育館

保護者 協議会の第1回を開催する。前回の準備会のやり方だとまとまらない感じを受けたので、ルールを決めてスムーズに協議が進むようにと思い、その案を保護者側から出した。必要であれば修正しながらいきたいと思う。それが終わった後で次回の日程と、協議項目、協議内容についてお話をさせていただきたい。今回だけは、この場で資料をお配りして検討してもらうことになったが、次回以降は、資料をこちらの方からも事前に提示しておく形にする。

課長 保護者側のメンバーの紹介いただきたい。

保護者 自己紹介

課長 私どもは前回と同じメンバーである。

保護者 1項目ずつ読み上げると時間がかかるので、まず目を通して、ランダムにでも何か修正が必要であると思われる点について教えていただきたい。2週間に1回程度開催できるような形でと思い、できたのがこれである。

1時15分から協議を始めるので、目を通していただきたい。

（1時15分再開）

課長 検討いただき、感謝する。私どもも今見ている部分もあるので、1個ずつ行った方がわかりやすいと思う。

保護者 では、そうする。1番から始める。（運営規定（案）読み上げ、以下、読み上げと省略する）スムーズに協議会が回ったらいい。当然だが、その背景には子どもたちの時間をむだに使わないようにという意図である。

課長 目的は結構だ。

保護者 2番の協議会の開催権、開催日時（読み上げ）（イ）までよいか。

課長 次回についてはの部分だが、例えば協議会の最後のところで次回の日程について提案するというとらえ方でよいか。

保護者 そうだ。

課長 日程案については、複数案必ず提示するという形か。

保護者 日程案というのは、前回のときも申し上げたが、これから年度末の時期になって、必ずしも区の要求どおりのスケジュールでできるとは限らない。全体協議会もあるし、例えば2週間後の土日のどちらかとか、あるいは、基本的には2週間おきぐらいにやりたいが、ある場合には3週間後になることもある。要は毎回毎回定例的に2週間後という形はやめていただきたい。

部長 私どもも、定例的規則的にできるかということ、なかなか難しい。日程調整は必要と思っている。複数案を提示する場合に、今までは土曜日に開催をしていたわけだが、日曜日も含んだり、場合によっては土日が第1番、第2番目の候補に平日でここはどうかという候補を挙げるということは、それで調整がつくかどうかはまた別の問題だが、可能ということで理解してよいか。

保護者 それで結構である。それでは は合意した。次に、 開催日程の決定である。
(1番読み上げ) 12日以上経過した後としたのは、2週間ごとに開催するために14日とか15日前に資料を配付するのが難しいので、12日にしてある。(2番から5番読み上げ) 4番については、例えば区からの資料が余りにも不十分とか、それ以外の資料も欲しいということが保護者側から出た場合には、延期することがあり得る、ことを示している。5番については、保護者側と区側とが情報量や資料において対等ではないという観点から、保護者側からの要請のときには開催できるという規定にしてある。

課長 わからない点もあるので、 の開催通知をまでいっていただきたい。

保護者 では、 と を一緒にする。 開催の通知(読み上げ)
(記録係がホワイトボードにカレンダーを表示して、指し示しながら解説)
(ここからいくつかの日程のパターンをもとに試行錯誤的な話し合いが続くので省略)

保護者 すべてのパターンを網羅するのは難しいと思うので、原則的には土日開催を念頭にこれをつくっていいのではと思う。余り広範に考えると資料も、ルール自体が複雑に分厚くなってしまう。

では、 の2を「5日以内」に修正する。(イ) の4番に、日程が決定した後であっても、次回の協議会を開催するのに不十分と保護者が判断した場合は、再度調整するものとするという条項があるので、5日以内で大丈夫と思う。

保護者 「原則として日程提示後の5日以内に」はいかがか。

区委員 1番のところだが、「保護者全員に配付した」という文言は、区側から保護者への「配付開始日」という形にならないか。

保護者 休んでいる人とかを考えてのことか。

区委員 そうだ。

保護者 文章はこのままでいい。お互いの了解事項として理解していきたい。

保護者 ということは、どういうことか。

保護者 文章はそのままで、配付は、ウォールポケットに入れた日にちとする。

保護者 そうということなら、この文書のままでいい。

課長 了解する。

部長 の4の不十分と保護者が判断した場合の「不十分」という意味は、資料が不十分ということで、よいか。

保護者 そこが中心だと思うが、例えばこの開催通知が規則どおりになっていないとか、そういうケースもあろうかと思う。

保護者 補足する。例えばこれも出せない、あれも出せないという形で、ほとんど内容的にないような資料が出た場合には、やはり不十分と判断せざるを得ない。次回の協議会をしても意味がないと判断した場合を想定して、この条項をつけ加えた。

保護者 保護者側メンバーが余りにも集められないときもある。平日の開催等で2~3人しか出席できない見込みがある場合には、日程の変更をお願いする。

部長 もともと再度調整できる規定を設けているので、調整の中でいかようにでも対応できる可能性もあるわけだ。区としてはできるだけ体制をつくっていく立場で、皆

様方の不十分という判断に対して調整をさせていただく、ということで、これはこれで構わない。

課長 5のただし書きの意味を確認したい。また、これに該当したとして、日程調整はまた別途できるという理解でよいか。

保護者 保護者側に一方的な開催権を一つつけさせてもらった。どんなことが緊急かつ重要な案件かというのは、この場ではすぐに想定できないが、保護者側からどうしても区側と話をしたいような案件が発生したときに、保護者側から開催ができるという特別な項目である。現実的には日程調整することが必要だとは思う。

課長 私どもとしてはそういう要請があれば、もちろん応じていくつもりだ。現実的には、日程的に受けられない場合も出てくることは想定される。

保護者 要するに細かい数字で恐縮だが、大体2週間に1回というスケジュールで立てているが、こちらが緊急だと判断した場合には、その2週間おきを1週間後でもできるということを言っている。

部長 保護者側の開催権の行使の一つの表し方と思っている。皆様の開催権に一定の道筋を立てたと思っている。ただ、実務的には要請があった、ではすぐやるという形に果たしてなるかについては若干調整が必要だろう。それはそういうこともあるということで、できる規定になっていると思う。そういう意味で理解させていただく。

保護者 では、2番全体はよろしいか。ここまで合意した。

3番「保護者側協議会委員」（読み上げ）

そこまでよろしいか。

課長 了解する。

保護者 では3番まで合意した。次は4番「協議検討項目」（読み上げ） いかがか。

課長 後ほどの7の協議会の記録の取り扱いについて、のところで触れようと思ったが、テープのすべてを起こした議事録は必要ないと、私どもは思っている。区が言う議事録というのは、本当に一言一句、言葉を起こしたものである。今までに区から資料として提供していた記録の程度でよろしいということであれば、議事録というのは必要ないかなと思っている。

保護者 ここでは文章の検討をするという規定であって、我々が思っている議事録というのは、まさに今まで区側が要点記録として出されていたものだった。そして、「要点記録」というのは我々が考えるところの要はまとめ、テーマというか表題が書いてあるものという認識だった。その言葉の意味合いがお互い理解が違うということで、その言葉の定義を一致させようということだ。

課長 それは定義ということでは理解しています。こちらの協議検討項目についてというところで、前回の議事録等というふうに出ているが、端的に言えば要点記録という形に置きかえればいいのかと考えている。

保護者 それは違うと思うが、7番のところに議事録関係のものが書いてあるので、そこで協議した後ここへ戻った方がいいかもしれない。

保護者 では、4番保留で、7を先に検討したい。4、5、6は保留して、後にする。7番の記録の定義、協議会の記録の取り扱いについて協議する。これは読み上げずにいきたい。どうぞ。

保護者 議事録について、個別協議会の要領の中に区が議事録を作成するというような内容が書いてある。そこからいくと、一言一句を正確に書きとめておいたものが議事録だと思うが、ただそれを毎回やっているのは非常に作業としては無駄が多いので、実質的に出していただくのは要点記録と協議会検討事項記録とする。議事録に関しては音声のレベルで保存し、必要が生じたときには速やかに起こすことを約束してもらうことによって、毎回の議事録は省略するという形をとるのがいいのではないかと思う。

保護者 それは違うと思う。協議会要領で「議事録についても区が作成し保護者側委員の確認を経て、全保護者に配付の上公開する」ことが、もう決まっている。この時点では議事録という定義がお互いずれていた。我々は先ほど言ったように、今まで区で出していただいた要点記録をもって議事録というふうに考えていた。正しい意味での議事録というのは一言一句だし、要領で議事録というふうに使ってしまった。これを削るのはおかしい。

区委員 区で前に示した協議会要領は、この中で議事録について公表していく形をとっている。議事録を公表するという形になると、当然発言者それから発言の中に個人を特定できるような言葉が出てくる場合に、個人情報保護するという意味で、マーカーで個人情報を黒く塗りつぶして公表する形になる。好ましくないという話になるので、要領そのものの「議事録」を「要点記録」に変更したいと考えている。

保護者 議事録は確保していただきたい。しかし、無駄が多いし、作業として実質的ではないこともたしかだ。だから議事録を必要とするときには必ず音声記録から起こすことを約束して、その上で作業の省略をしていくということでもいい。議事録が必要になることもあるかもしれない。議事録のレベルの立場を放棄するのではなく、ただ作業の省略という約束をお互いしておくことが、大事と思う。

保護者 もとの文章において、ルールと現実とが乖離していくとだんだん物事が複雑になっていく。区の提案のように、要領を要点記録に変えておいて、必要であれば議事録を作成することでいいと思う。

保護者 要領を変えるのは反対だ。というのは、議事録が必要な場合が出てくる可能性もあるからだ。要領は要領として、この規定の中で言う議事録を両方の同意を得て、通常は要点記録とする。必要な場合は、音声データの方から議事録をつくり、全員に配付する。それもまた協議の上で決めるというのを入れたらいかがか。

保護者 要領に書いてあるが、公開することになっている。その公開する対象物としては要点記録でいいと思う。議事録をつくらなくてもいいということではなくて、個人情報の関係があるから、公開するのは要点記録にするということ構わないと思う。

保護者 議事録、要点記録の作成は1週間をめぐりに作成するとあるところを、要点記録だけにする。そこに議事録は必要に応じて区が作成するという意味の文言を入れ、特に必要がない限り要点記録によって代替するみたいな意味の言葉を足すことで、よいかと思う。もし本当に一言一句の確認作業が必要な事態が起こったら、作っていただく。そうすれば、要領の文言も変えないことになる。

課長 保護者側の委員の皆さんがそれで構わないということであれば、その形で修正されるとことにしたい。議事録については必要に応じて区が作成するという形をここ

で入れていくことで構わない。

保護者 では、(ア)記録の定義は決定だ。

(単発的あるいは単語的な発言が続くので一部省略)

保護者 文案を考えてみた。議事録については保護者側が必要とした場合区が作成することとするが、その他の場合については要点記録をもって要領に言う議事録にかえることができる、としたらいかがか。

保護者 それでよろしいか。では(イ)もよろしいか。

課長 結構だ。

保護者 について具体的に言うと、今日の場合にはこの運営規定が対象になると思うが、これを区の側で作成して配付するという認識になるのか。

課長 これについては、協議会の協議のまとめというものであると思うので、運営規定で言えば、この部分が最終的な合意としてはこうなったというところが確認できるもの、と思う。そういう形で協議会の最後に合意できた事項、できなかった事項とか、課題として残った事項とか、そのようにとらえている。

保護者 確認する時間はそんなにとれないと思う。確認作業という意味では、ホワイトボードに書いてあることを確認してもらうことになると思う。

(しばらく、文言整理のための単発的な会話が続くので一部省略)

区委員 議事録の必要に応じて作成というところである。議事録をつくるという際は、多部分的なものとして認識している。全文ではなくて、部分的な作成もあるということも書かれた方がいいのか、伺いたい。

保護者 レアケースになると思うので、そこまで考えていない。

部長 「必要に応じて」という言葉の中でいかがか。

保護者 そのときに最適なやり方を選んでくれたらいい。

保護者 (ウ)の記録等の確認にうつる。修正点等があればお願いしたい。

区委員 の文中の「必ず父母会との確認作業」というのは、出席委員との確認ということとでよいか。

保護者 そうだ。出席した委員が要点記録を確認する。直したほうがいいか。

課長 「保護者側委員」に変えた方がいいかと思う。

(単発的な会話の後、「保護者側協議会委員」と決まる。も同様となる。)

課長 について、「同席し」は入れるのか。ないと思うが、何か起こってしまったときには、全員が同席する必要はないと思う。

保護者 要するに言った、言わないぐらいのレアなケースである。「全員」とは入っていないので、そういう認識にしてもらえれば結構だ。

保護者 ホワイトボードの記録を次回以降、区側をお願いしてもよいか。

課長 了解する。

保護者 (エ)に進む。議事録、要点記録、協議会検討事項記録の発効について。

課長 発効の意味をどうとらえたらいいか。

保護者 字が違う。効果の「効」ではなくて、行う「行」である。

課長 これは発行確認作業を行った上で発行をするというのは、光八の保護者に発行するという意味か。それとも第三者に発行するという意味か。

(単発的な発言が続くので一部省略する。結果として (カ) の公開へ移行する。)

保護者 (エ) でうたっているのはあくまで毎回の要点記録、協議会検討事項記録を光八の保護者に配付するという意味になる。

保護者 先に で行くと確認作業を行った上で光八の保育園の保護者に配付をするということで、その最終確認の方法が、次回の協議会の前段で前回の内容を最終確認するということになる。例えば2月5日やって2週間後にやれば、2週間後の協議会があれば、そのときに確認をしてそれ以降配付するという形になる。

課長 ここに書いてあることをそのまま忠実に実行したらそうなる。

保護者 そうすると、 の意味が何を言っているのかよくわからない。ダブルチェックするというのですね。区側に出していただいて、保護者側が確認しますよね。一応普通はそれでオーケーなわけだ。

保護者 推測するに、例えば5日に協議会をやって、1週間、来週末に要点記録が出てきて、それで例えば保護者が1週間で確認すると、具体的に多分合意を得るのが次の協議会になると思う。

保護者 要は1週間で作成していただき、1週間で保護者側で確認すると次の協議会のときにしかお話しできない。間に合っても余り意味ないので、合意は次の協議会の中でしょうということだ。協議会の中で合意の作業をやるという趣旨と私は思っていた。

保護者 協議会の前段で「確認した」の一言で終わるケースがほとんどだと思う。それをもって、多分正式発表が可能になり、公開等ができることと認識している。

保護者 そうすると、協議会が2週間以上あいた場合は、先に確認しておいて発行できるという規定と理解することになる。

保護者 で次回協議会の冒頭確認をして、それから全保護者への配付という形になるわけか。それまでは協議会の委員の方に提示を1週間ですて、確認作業をして、次回の協議会冒頭で確認をして、その後全保護者に配付という形になるわけだ。

保護者 そう理解していいと思う。

(単発的な発言が続くので一部省略)

保護者 確認は委員だけしてもだめだろう。確認したものを保護者に伝えるべきだ。

保護者 そうだとすると、協議会の前にもう保護者あてのものはできてなくてはいけない。だって話し合いができないではないか。父母会全体でやるとしたら。ここでやっているのは、だから要点記録なり協議会検討事項記録なりを公開できる形にするために、ここの協議会の場でこれは決まったという確認をして、その後はもう公開が要領で前提となっている。

保護者 区から要点記録を3日ほどで出してもらい、こちら4日か5日ぐらいで返すというのは、区の側はどうか。

課長 要点記録であっても、3日で確認のために出すのは無理と感じている。(カ) 公開のところの で文書発行後の3日以内に公開するという規定があるので、こちらは光八の保護者への配付を想定したつくりと感じている。

保護者 私は、あらゆる公開を前提にしてと考える。

保護者 これはペンディングになっていた4条の協議検討項目についてというところの（イ）の協議検討項目の確認と、この（イ）の冒頭において前回の議事録と及びその会議で協議する検討項目を確認した上でということを受けて、そのことの整合性をとるためにこれはあると思う。だから がやはりここにくる。1週間、1週間で確認して、どうせ確認すると2週間単位の協議会だと次の冒頭になるから確認して、それ以降はもちろん文書で1回父母にも配るだろうし、ですから同時に（カ）でも3日になっているが、ホームページにもすぐ公開することになっている。

保護者 多分この（エ）の の先ほどの件は（カ）の方にホームページの話ということにつけ加えるべきだと思う。（エ）についてはやはり要点記録の確認作業の話と、次回協議会の冒頭で確認した上で確定するという作業の流れを解していると考え。ただ例えば議事録の確認ですが、基本的に保護者側委員がもちろん確認しなければいけないが、一方で保護者側委員も次回は違う人が出てくるわけで、協議はどんなことが大体話し合われているのかわからないと、出席しにくい。そうなるとやはり全保護者に暫定版として1回配っていただきたい。作業的には難しいかと思う。規定の仕方もよくわからない。

保護者 現実的な提案で、協議会検討事項記録なら3日ぐらいでできると思う。それを3日、3日のサイクルでやって、発行しておく。要点記録に関しては先ほどの話どおりで協議会の冒頭で確認し、全父母の配付は次の協議会の後でもいいと思う。何度も文書が出てくると保護者も混乱すると思う。検討事項記録については3日、3日で、今回の日程で言えば、週明けの14日には出せるような形をとるといいのではないかと思う。それなら間に合うと思う。

保護者 要点記録、協議会検討事項記録のスケジュールについてはよいか。（異論なし）

保護者 確認作業のやり取りというのはメールということか。

保護者 電子メールで今できる。

保護者 記録はメールでもいいが、保護者に配付するとき区から配付してもらいたい。

保護者 全員配付はもちろん区のベースだが、確認時についての受け渡しのルールはどうなるのか。

保護者 私というか委員側に電子メールでもらえるようにする。対象者を限定したのは記録してあるから、一人一人に委員というような形になる。

保護者 （ウ）の の規定そのままでもいいと思う。

保護者 文章自体はこれでいい。いや「及び」だから、「または」にしないといけない。

保護者 そうだ。「及び」だったら確認作業時に両方出さなければできない。

保護者 「または」に直す。

区委員 検討事項記録についても全保護者に配る場合には、次回の協議会で確認をした上で、これだと配付するという形になるが、いいか。

保護者 それは（エ）のところの解釈がどうなるかということによる。（エ）が保護者に配るための作業なのか、公開可能な資料に確定するための作業なのかで事情が違ってくる。

保護者 ここは、もう1回立案の趣旨を確認してからやりたいので、飛ばしていいか。ここにこだわっているわけにいかないなので、先の方に進む。

保護者 (オ)と(カ)をやって、それで4に戻ります。(オ)の保存期間について、よいか。

課長 の音声データはやはり保存期間は紙媒体と同じで、10年以上ということになるのか。確認が終われば、紙があれば保管しなくてもいいのかという気はしている。

保護者 議事録を要点記録に変えるということを主眼に置いていて、必要なときに文章に起こせるという音声データがあることを考えている。同じように保存を願いたい。

保護者 音声がなくなってしまうと何もなくなってしまうから。議事録を要点記録に変えるための担保だ。そういう意味では議事録が必要となる年数を音声データも確保するという趣旨だ。

課長 私どもは通常起こしてしまうと上からかぶせて、そのテープを別に使用したりしていたが、議事録を担保するための保管ならば、私どもで保管をしていく。

区委員 区に情報公開請求が出たときに多分音声データもそのまま対象になってくると思う。情報公開の担当部署に確認しないと、音に対してはどうなのかというのはわからない部分がある。確認させていただきたい。

保護者 ではそこは確認を願いたい。(カ)に進んでいいか。

課長 了解。

保護者 要点記録、公開の方法だ。

課長 の一番最後の行なのですが、この文書発行後というのは(エ) の発行後というのを想定して規定をされているとして、よいか。

保護者 そのとおりだ。

課長 (エ)の趣旨を確認いただき、修正が入る可能性はあるということによいか。

保護者 そのとおりだ。

保護者 では4の協議検討項目について(ア)と(イ)一緒に、願います。

課長 (イ) で、決定できない部分、確認日程、及び推進する内容は、というところが、どういうところを想定されているのかわからない。

保護者 ここで言う協議検討項目ということだが、当然合意に達したものの、合意に至らなかったもの、これから検討しなければいけないもの等々、いろいろな項目が入ってくる。合意に至ったものはそれはそれでいい。では合意に至らなかったものをほうっておいていいのか。これは何もしないのかどうなのか。あるいはこれを検討するにはこういう日程で何かこういうことをするということをお互いに確認するような資料を、イメージ的にはそういうものを出していただきたいというのが趣旨だ。

課長 そうすると、協議会で検討項目を確認するときに、双方で今回の検討事項という形で決定できない部分について、ではいつそれを確認して、いつ実際に検討するのか、どういう予定で行くのか、検討するには何が必要なのか、ということか。

保護者 要は積み残ししないでやろうということだ。

保護者 (イ)の では協議検討項目について協議会の冒頭にどういう扱いをするか。については協議会の終わりの時点でどういう扱いをするかということについて書いてあると思う。

保護者 では、協議会の冒頭においてとされているが、 の方には協議会の最後においてとか入れておくとわかりやすいですね。

課長 大体毎回2週間後に答が出る問題ならいいが、出ない問題もあるだろうから、これは例えば一定期間の調査が必要である、ということは、その内容を記すという話と考えるのか。

保護者 その通りだ。

課長 協議会のときにもう少し検討が必要だとなった場合に、例えば次回の協議会で継続的に話を進めるとか、あるいは資料作成の場合には1カ月ぐらいで資料がそろるので、その後に話し合いするといったことを確認することでよいか。

保護者 基本的にはそうだ。積み残したものと、その日程の確認だ。

保護者 要するにスケジュールをある程度立ててやろうということだ。

保護者 たとえば、先ほどの決定できなかった音声データの保存期間であれば、いつまでにというのから次回までにで、推進する内容というのは担当課に確認した上で、次回までに返答するという、簡単に言うとそういうことだ。何か調査が必要であれば、いつまでに調査を行うとかということだ。「推進する」のはそんなに難しく考えないで、ではこれは父母会で調整をするということで構わないし、区はどこかに確認されてもいいし、どういう対策で次のステップに進むかというのを当然お互い合意できないでは前に進めないの、その方向性を探し、日程をきちんと決めるということだ。

保護者 事前協議会を持たないという原則がある。協議会の中で協議会の日程を確定していくためにこういう項目を置いてあるのではないかと思う。事前協議会を持たないということは、協議会の中で協議会の日程を組み立てていかななくてはならないということなので、これはやらざるを得ないだろうということだと思う。

部長 今の点だが、確かに積み残しをしないという趣旨はよくわかる。私どももぜひそうしたいと思うが、例えば後の段階でこれをやるというのがうまく確認ができればいいけれども、なかなかそこに至らないと、延々とこれをやっていかないといけないということになると、ちょっときついと感じる。この文書が必ず明記してこれを遵守することと、非常に強い言い方になっている。私どもとしては決定できない部分については、推進する内容について確認するように努めるものとするというように形をしていただきたい。「必ず遵守する」という言葉がなじむのかという印象を持っている。

保護者 検討事項項目で、文書で出すからこう書いた。

保護者 うやむやにしないためにはその確認がどれぐらいかかってできるかのめどぐらいは知らせていただきたい。

部長 めどをどうするかという形であれば当然問題ない。私どももめどをつけて行こうということは、それは結構だ。「必ず明記してこれを遵守する」という言葉がほかの表現と比べても特別な表現になっている。どういう趣旨でこの文言になったのかということがちょっと気になっている。

保護者 今までの区の資料提出の実績に対して、余り評価が高くないということの現れだと思う。つまりこれからそういう約束をするときには、きちんと、わかりやすく出していきたいがために、ここだけ強くなったということはあると思う。

保護者 めどというか、きつい言い方だが、仕事としてやっているわけだ。ここを調べな

ければいけなくて、それがいつやりますという日程がないというのは普通の仕事ではあり得ないから、めどという言い方では困る。

部長　　そういうことを申し上げているのではなく、ここは協議会の検討事項について決定できなかったことに対する会議の最後に当たって、ではどうしましょうかということをお互いに確認し合うゾーンだと私は理解している。したがって、検討事項についてその前段として決定しないということは、お互いにやはりそのところで合意に達しないそれなりの理由があるわけだ。ではそれを解決するために日程だけ確認をして、推進する内容まで必ず明記することは十分両者が合意に達することだから、それで合意に達するということが、果たしてあるのかと思う。前段で合意に達しないことがあるのに、それを日程とかあるいは推進する内容まで合意してしまっただけで明記できて、しかもそれを必ず遵守しなければならないという文章というのは、なじむのかなという、そんな感じである。

保護者　時間がかかりそうなので、飛ばして次回の日程とそれからテーマだけ先に決めておいていいか。時間は保育のこともあるし、余り長くはできない。

課長　　例えばきょう合意できた内容とか、積み残した内容をまずここできちんと分けて、あと日程を決めるのか。

保護者　そうだ。きょう合意できた事項については、ホワイトボードのとおりでよいか。何か修正点とかがあれば今お願いしたい。その後で次回の日程とテーマを確認する。

課長　　ホワイトボードはこれで結構だ。

保護者　保留事項の確認というのは明らかにどこからどこまでやらなければいけないものである。そうですね。今の時点でいいますと、4番(イ)、5番、6番、それから7番(エ)です。それから(カ)。8番、9番。7番の(オ)については確認です。

区委員　音声データの公開の方法については、調べる。保存して公開請求があった場合の処理の仕方、本当に公開されるのかどうかについて調べる。

保護者　では次回の日程と検討テーマをお願いしたい。こちら側としては、検討テーマは前回いただいたスケジュールがある。あれの内容の検討の順番を話してもらいたいのと、もちろん今回の積み残しもある。そして、マスタースケジュールの提示をお願いしたい。マスタースケジュールというのは、協議会だけの日程ではなくて、全体の光が丘第八保育園の民間委託の完了までのものである。それが出ないとやはり私たちの協議会についてもいつまでに何を処理したらいいのかということ、とても短い期間でやっているのだから、スケジュールが立てられない状態だ。

課長　　日程案は19日、20日。時間も同じ。

保護者　時間は多少注文つけられるということによいか。

課長　　もちろんだ。

保護者　ダラダラずっと続くのではなくて、全体のスケジュールを聞いて、その中で何回協議会をやればいいのかということで確定しておきたいので、そのためにマスタープランもお願いしたい。

部長　　皆様方の総意による要請と解釈させていただく。従前から新しいスケジュール案については私どもの方でなるべく早く示すことは申し上げてきた。ただ協議会を立

ち上げることになり、議論の中身の推移を見定めたいという思いも一方ではあった。逆に今皆様方からむしろそうではなくて、先にそちらを出した上で全体の協議水準についても一定の組み方を皆様でも判断をしたいという要請であると理解する。正直申し上げて、新しいスケジュール案を出すということについては、私どもとしても検討しなければならない課題がまだある。要請なので、その方向で次回についてやらせていただく。そのマスタープランをいつの段階で示した方がいいのか、つまり当日がいいのか。あるいは、その前段で示したほうがいいのか、それだけ決めていただきたい。

保護者 事前をお願いしたい。

部長 今事前とのお話をいただいた。その事前がいつまで事前かというのはなかなか今の段階では私は判断できかねる。というのは、区としての考え方を示すことになるわけだから、一定程度お時間をいただくことになる。

保護者 資料提出のルールで言うと、7日になる。

部長 資料として扱うというのは、どうかと思う。これは区の考え方をお示しをするものである。協議会当日は混乱するので、事前ということだから、これは資料の扱いではない形にしてほしい。私どもも機関決定しなければならないので、それなりの日にちは必要と思っている。

10日までにはお出しをするということで、いかがか。

保護者 わかった。2月10日。

部長 お示しをするのは、誰に対してどのような形で示せばよいか。

保護者 父母会の全員に対して文書で配付をお願いしたい。

部長 了解する。

保護者 1日早くならないか。9日の夜に父母に到達するようにはできないか。

保護者 今日協議したルールでは、19日、20日の開催はできないのではないか。

部長 先ほど申したように、皆様から次回までにマスタースケジュールを示せという強い要請をいただいた。そこで、次回には出したいとしているわけだ。したがって、資料の扱いとなれば確かにそのとおりだが、私どもでは資料という位置づけとは考えていない。区側の考え方を要請に応じて示すという位置づけに、ぜひしていただきたい。私どもも機関決定の必要があるので、月曜日からでなければ動けない。月火水、3日間はどうしても必要であり、10日の木曜日には全保護者に配付できる体制をとりたい。

(保護者同士の会話になっており一部省略)

部長 新しいスケジュールは、本来であれば説明に伺うのが筋だろうが、それは次回の協議会の中でやらせていただくとして、いずれにしても区の考え方として示すものだから、見てわかるように示させていただくということではいかがか。

保護者 最初から例外をつくられると、きびしい。

保護者 ずらすしかないのでしょうか。議論のために1週間とってある。

保護者 26日27日は区のほうの予定はあるのか。

部長 毎週土日あけてある。

保護者 ではこの場ではとりあえず、一応19日、20日で開催することは候補として挙げて

いただいたということで、次回マスタースケジュールについてどういう扱いにするかを含めて、1度保護者側で話し合っ月曜日に返答するという……要は最悪調整はあるかもしれない。

保護者 今19日、20日に次回開催の案がある。26、27日も予定がないというのであれば、今26、27日を次回開催案に入れていただきたい。

保護者 今26、27日を言ってもらうか、この規定の中で言うと2の協議会の開催の(イ)の4に多分該当することになると思う。スケジュールに従って日程を決定した後でも、協議会を開催するのに不十分と保護者側が判断した場合は、再度調整するものとするがあるので、今出していただくか、19、20日のこのままでやるか。

部長 区としてはあくまでも19、20日でぜひお願いをしたいという日程提案をさせていただきたい。その上で議題のやり取りの中で保護者側委員の皆様方からマスタースケジュールについてのご要請があった。それで私どもとして対応させていただくと申し上げて、また事前に示してもらいたいということなので、10日のお示しをしたいということだ。その上で皆様の協議で、19、20日では間に合わないということならば、再度返していただき、日程の調整を図らせていただきたい。

この資料というものの扱いが違っている。もちろんこれは具体的に例えばこの部分についてこれこれの資料を出してくれということであれば、ルールにのっとってやるのが筋だと思っている。ただ区側の考え方を示す。たまたま文書でお出しをするから資料の形に見えるかもしれないが、区の考え方を示すわけなので、しかも皆様方からご要請をいただいておりますので、ご了解願いたい。

保護者 よくわかるが、考え方を示した資料である。

保護者 これまた話し合っ月曜日に返事する。その話をしていて時間が大分過ぎた。それでは、今日は例外的に長くなったが、次回以降は本当に2時間でしっかりと、議論が途中であと10分残す時間になったら、積み残しの部分と確定の部分と、次回の日程の部分というふうに配慮をしていく。
閉会する。

上記について内容に相違ないことを確認しました。